

平成 30 年 12 月 15 日

利用者各位

名古屋市東山荘における平成 31 年（2019 年）4 月 30 日（火・休日）の休日への変更対応にかかる申込受付対応について

平成 31 年（2019 年）4 月 30 日が、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律」の公布により、平日から休日に変更されました。

つきましては、該当日の休館日が利用可能日となりましたので、下記のように利用受付を行います。

記

1、先着受付

申込可能な受付期間となっている区分の利用申し込みにつきまして、平成 31 年（2019 年）1 月 4 日（金）午前 9 時より先着受付を行います。

なお、午前 9 時時点で、複数の利用希望者があった場合は、受付順を抽選させていただきます。

※受付区分等、詳細につきましては、施設へお問い合わせください。

【参考】 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が平成 30 年 12 月 14 日に公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日が休日（祝日の扱い）となりました。（施行日：平成 30 年 12 月 14 日）

名古屋市東山荘指定管理者
公益財団法人名古屋市文化振興事業団